

厚生年金保険法

厚生年金保険法

ポイント	内 容	ページ
Point 1	総則	p 217 - 220
Point 2	被保険者・適用事業所・適用除外	p 221 - 231
Point 3	被保険者期間・標準報酬	p 232 - 236
Point 4	給付通則	p 237 - 240
Point 5	老齢厚生年金	p 241 - 251
Point 6	60歳台前半の老齢厚生年金	p 252 - 260
Point 7	雇用保険との調整等	p 261 - 262
Point 8	在職老齢年金	p 263 - 265
Point 9	障害厚生年金・障害手当金	p 266 - 274
Point10	遺族厚生年金	p 275 - 284
Point11	脱退一時金等	p 285 - 286
Point12	併給調整等	p 287
Point13	離婚時の年金分割（合意分割）	p 288 - 294
Point14	離婚時の年金分割（3号分割）	p 295 - 300
Point15	2以上の種別の被保険者であった期間を有する者の特例	p 301 - 308
Point16	積立金の運用	p 309
Point17	保険料・国庫負担	p 310 - 316
Point18	届出	p 317 - 321
Point19	給付制限・不服申立て・雑則	p 322 - 327
Point20	存続厚生年金基金・存続連合会	p 328 - 329

【出題ランクについて】

- ★★★★ … 確実に押さえない項目、周辺知識も整理
- ★★★★ … 確実に押さえない項目
- ★★★ … できれば押さえない項目
- ★ … 時間的余裕があれば

1 支給要件

	短期要件	長期要件
支給要件	① 被保険者（失踪の宣告を受けた被保険者であった者であって、行方不明となった当時被保険者であったものを含む。）が、死亡したとき ② 被保険者であった者が、被保険者の資格を喪失した後に、被保険者であった間に初診日がある傷病により当該初診日から起算して5年を経過する日前に死亡したとき ③ 障害等級の1級又は2級に該当する障害の状態にある障害厚生年金の受給権者が、死亡したとき	④ 老齢厚生年金の受給権者（保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間とを合算した期間が25年以上である者に限る。）又は保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間とを合算した期間が25年以上である者が死亡したとき
保険料納付要件	①・②⇒必要 ③⇒不問	不問
中高齢の寡婦加算	中高齢の寡婦加算が行われるために、死亡した夫の被保険者期間の月数は不問	中高齢の寡婦加算が行われるのは、被保険者期間の月数が240以上ある場合に限られる



チェックポイント

- 配偶者に支給される遺族厚生年金の額は、当該厚生年金保険の被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時その配偶者が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子と生計を同じくしているにもかかわらず、その配偶者が遺族基礎年金の受給権を取得しないときは、当該遺族基礎年金に相当する額を加算した額となる。
- 子に支給される遺族厚生年金の額は、当該厚生年金保険の被保険者又は被保険者であった者の死亡についてその子が遺族基礎年金の受給権を取得しないときは、当該遺族基礎年金に相当する額を加算した額となる。

2 遺族の範囲・順位

(1) 遺族の範囲

被保険者等の死亡の当時、その者によって生計を維持していた、下記の者

	年齢要件	備考
妻	不問	
夫、父母又は祖父母	55歳以上であること	被保険者等が平成8年4月1日前に死亡したときは、1級又は2級の障害の状態にあれば、年齢に関係なく、遺族厚生年金を受けることのできる遺族とされていた。
子又は孫	① 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある ② 20歳未満で1級又は2級の障害の状態にある	かつ、現に婚姻をしていないこと

(2) 順位

第1順位	配偶者・子
第2順位	父母
第3順位	孫
第4順位	祖父母

チェックポイント

- 兄弟姉妹は遺族厚生年金を受給できる遺族には含まれない。

3 年金額

次の(イ)又は(ロ)の区分に応じ、それぞれ定める額とする。

ただし、遺族厚生年金の受給権者が同一の支給事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けるときは、(イ)の額とする。

遺族の区分	年金額
(イ) (ロ)以外	平均標準報酬額×5.481 / 1,000×被保険者期間の月数× $\frac{3}{4}$
(ロ) 老齢厚生年金の受給権を有する配偶者(65歳に達している者に限る。)	①又は②のうちいずれか多い額 ① 平均標準報酬額×5.481 / 1,000×被保険者期間の月数× $\frac{3}{4}$ ② [平均標準報酬額×5.481 / 1,000×被保険者期間の月数× $\frac{3}{4}$] × $\frac{3}{2}$ +老齢厚生年金の額× $\frac{2}{1}$

	短期要件	長期要件
給付乗率	定率の5.481 / 1,000	生年月日に応じて、7.308 / 1,000 ～ 5.562 / 1,000
被保険者期間の月数	300月に満たないものは、300月のみなし	実際の月数で計算

厚年

□ 配偶者の死亡による遺族厚生年金の額の改定

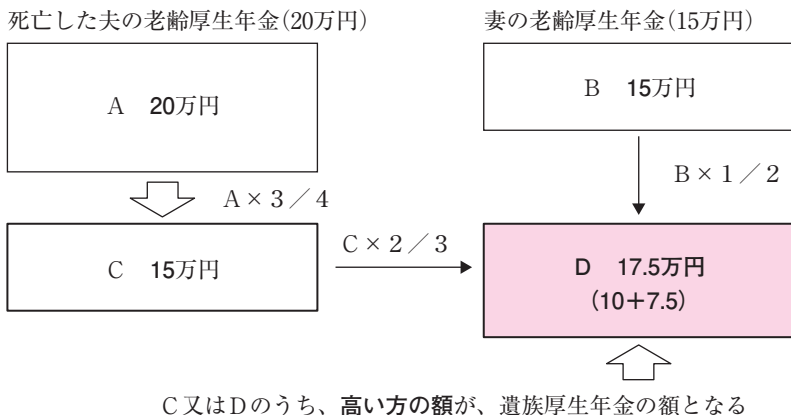
(イ)により額が計算される遺族厚生年金の受給権者である配偶者が、65歳に達し、老齢厚生年金の受給権を取得した場合	上記(ロ)の②の額が(ロ)の①の額を上回るときは、翌月から年金額を改定する。
(ロ)の②により額が計算される遺族厚生年金の受給権者である配偶者の老齢厚生年金の額が在職時改定又は退職時改定により改定されたとき	当該老齢厚生年金の額が改定された月から当該遺族厚生年金の額を改定する。

- **短期要件**と**長期要件**のいずれにも該当する場合、遺族からの別段の申出がない場合には、**短期要件**の計算式による。
- 配偶者以外の者に遺族厚生年金を支給する場合において、受給権者が2人以上であるときは、遺族厚生年金の額は、前記(イ)によって計算した額を受給権者の数で除して得た額となる。
- 配偶者以外の者に支給される遺族厚生年金の額は、受給権者に増減を生じたときは、増減を生じた月の翌月から、年金額が改定される。

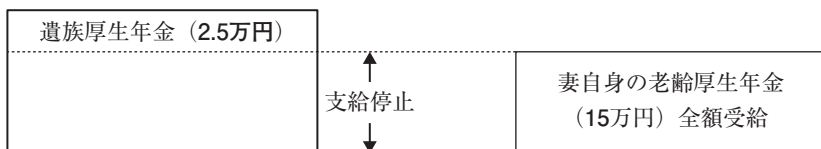
4 老齢厚生年金の優先支給

遺族厚生年金（その受給権者が65歳に達しているものに限る。）は、その受給権者が老齢厚生年金の受給権を有するときは、当該老齢厚生年金の額に相当する部分の支給を停止する。

【具体例①】 遺族厚生年金の受給権者が65歳以上の「配偶者」である場合



なお、遺族厚生年金の額は、17.5万円となるが、Bの老齢厚生年金の額（15万円）に相当する部分の支給を停止するため、実際に支給される遺族厚生年金の額は2.5万円となる。

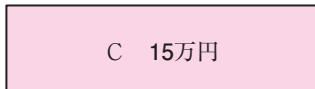
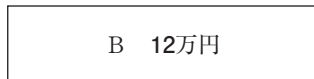


【具体例②】遺族厚生年金の受給権者が65歳以上の「配偶者以外」である場合

死亡した者の老齢厚生年金(20万円)



遺族自身の老齢厚生年金(12万円)



Cが、遺族厚生年金の額となる

なお、遺族厚生年金の額は15万円となるが、老齢厚生年金の額(12万円)に相当する部分の支給を停止するため、実際に支給される遺族厚生年金の額は3万円となる。



厚年

5 支給停止

支給停止事由		支給停止期間
① 労働基準法の規定による 遺族補償 が行われるべきものであるとき		死亡の日から 6年間 、その支給を停止する
② 配偶者及び子の同順位内における支給調整	子に対する遺族厚生年金	配偶者 が遺族厚生年金の受給権を有する期間、その支給を停止する (ただし、①配偶者が遺族基礎年金の受給権を有さず、子が遺族基礎年金の受給権を有することにより配偶者に対する遺族厚生年金が支給停止されている間、②夫に対する遺族厚生年金(遺族基礎年金の受給権を有しない場合に限り)が60歳未満であることにより支給停止されている間、③ 所在不明 により支給停止されている間を除く)
	配偶者 に対する遺族厚生年金	配偶者 が遺族基礎年金の受給権を有しない場合であって、 子 が遺族基礎年金の受給権を有するときは、その間、その支給を停止する (ただし、子に対する遺族厚生年金が所在不明により支給停止されている間を除く)
③ 受給権者の所在が 1年以上 明らかでないとき		その所在が明らかでなくなったときにさかのぼって 、その支給を停止する
(イ) 配偶者又は子に対する遺族厚生年金	遺族厚生年金の受給権を有する 子又は配偶者の申請 によって	
(ロ) 遺族厚生年金の受給権者が2人以上である場合	他の受給権者の申請によって	
④ 夫、父母又は 祖父母 に支給される遺族厚生年金 (55歳以上60歳未満 で受給権者となった場合)		60歳 に達するまでの間、その支給が停止される(若年支給停止)。ただし、 夫 に対する遺族厚生年金については、当該被保険者又は被保険者であった者の死亡について、 夫が遺族基礎年金の受給権を有するときは 、この限りではない
⑤ 中高齢の寡婦加算額については、遺族基礎年金を受けることができるとき		その間、中高齢の寡婦加算額に相当する部分の支給を停止する

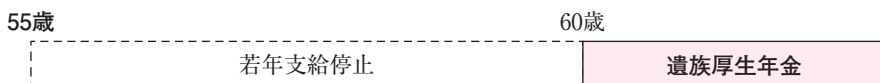


チェックポイント

- 厚生年金保険の被保険者の死亡により配偶者と子に遺族厚生年金の受給権が発生したが、配偶者と子が生計を同じくしていない場合には、子のみで遺族基礎年金の受給権が発生するため、配偶者の遺族厚生年金は支給停止される。
- 配偶者に対する遺族厚生年金が、当該配偶者の申出により支給停止されている場合であっても、子に対する遺族厚生年金は支給停止される（支給停止は解除されない）。

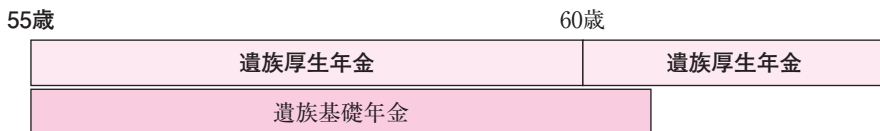
◆ 55歳以上60歳未満の夫に対する遺族厚生年金

〈例①〉



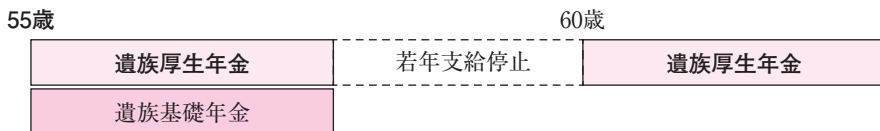
子なし

〈例②〉



△(子…18歳年度末)

〈例③〉



△(子…18歳年度末)

6 失権

配偶者		子	孫	父母、祖父母
妻	夫			
① 死亡したとき ② 婚姻（事実上の婚姻関係を含む）をしたとき ③ 直系血族及び直系姻族以外の者の養子（事実上の養子縁組関係を含む）となったとき ④ 離縁により、死亡した者との養子縁組関係が終了したとき				
① 遺族厚生年金の受給権を取得した当時 30歳未満 である妻が当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の受給権を取得しないとき ⇒遺族厚生年金の受給権を取得した日から起算して 5年 を経過したとき ② 遺族厚生年金と当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の受給権を有する妻が 30歳 に到達する日前に当該遺族基礎年金の受給権が消滅したとき ⇒遺族基礎年金の受給権が消滅した日から起算して 5年 を経過したとき				
		① 18歳 に達する日以後の最初の3月31日が終了したとき（ 1・2級 の障害の状態にあるときを除く） ② 18歳 に達する日以後の最初の3月31日が終了した日以後、 1・2級 の障害の状態に該当しなくなったとき ③ 20歳 に達したとき		
		被保険者の死亡の当時、胎児であった子が生まれたとき		

- 受給権者が父母で、被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時胎児であった子が出生したとき、遺族厚生年金の受給権は消滅する。

7 中高齢の寡婦加算（厚生年金保険法62条～65条）

(1) 要件

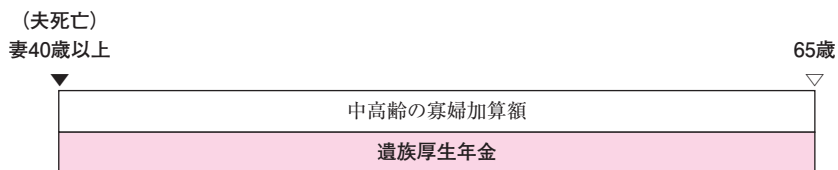
遺族厚生年金（※）の受給権者である妻であって、その権利を取得した当該次のいずれかに該当する場合には、当該妻が**40歳以上65歳未満**であるときは、**中高齢の寡婦加算**が行われる。

- ① 夫の死亡時、**40歳以上65歳未満**であったもの
- ② **40歳**に達した当時、夫の死亡の当時その夫により生計を維持し、かつ、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか又は20歳未満で障害等級の1級又は2級の障害の状態にあり、かつ、現に婚姻をしていない**子と生計を同じく**していたこと

※ **長期要件**の場合、夫の被保険者期間の月数は**240以上**必要。

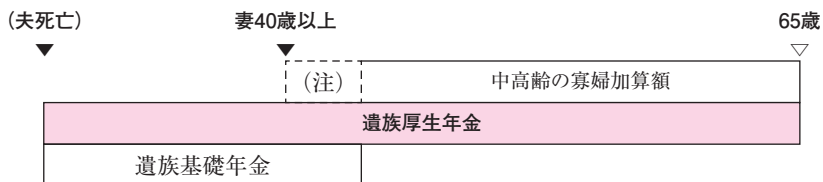
①の図解

夫の死亡当時**40歳以上65歳未満**で子のない妻



②の図解

40歳に達した当時、死亡の当時から引き続き生計を同じくしている子があるために遺族基礎年金の受給権を有している妻



(注) 受給権者である妻が国民年金法による**遺族基礎年金**の支給を受けることができるときは、その間、中高齢の寡婦加算額は**支給停止**される。

(2) 加算額

40歳以上65歳未満である間、**遺族基礎年金の額**× $\frac{3}{4}$ が加算される。

8 経過的寡婦加算

(1) 要件

中高齢の寡婦加算の額が加算された遺族厚生年金の受給権者であって**昭和31年4月1日**以前に生まれた者が**65歳**に達したときに支給される。

(2) 支給額

中高齢の寡婦加算額 - **老齢基礎年金の満額** × **妻の生年月日に応じた率** (0 ~ 348 / 480)



チェックポイント

- 65歳以上**で初めて遺族厚生年金を受けるようになった妻についても、経過的寡婦加算が行われる。
- 経過的寡婦加算が加算された遺族厚生年金は、受給権者が国民年金法による**障害基礎年金**又は旧国民年金法による**障害年金**の受給権を有するとき（その支給を停止されているときを除く）、又は**遺族基礎年金**の支給を受けることができるときは、経過的寡婦加算額に相当する部分の**支給が停止**される。